

## 飲食店におけるワクチン・検査パッケージ（VTP）制度について

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、国の新型コロナウイルス感染症対策本部でワクチン・検査パッケージ制度要綱が取りまとめられました。

これにより、一定の条件のもと、店舗の所在地が緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域等とされた場合においても、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を行うこと等ができるようになりました。

三重県内の飲食店におけるワクチン・検査パッケージ（VTP）制度の概要は下記のとおりです。

### 記

1. ワクチン・検査パッケージ（VTP）制度とは  
飲食店等が利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下において要請される行動制限を緩和するものです。
2. 対象者  
みえ安心おもてなし施設（あんしん みえリア）の認証を取得した飲食店のうち登録を希望する事業者  
(認証取得者が「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録義務があるわけではありません)
3. 行動制限の緩和の内容  
今後、緊急事態措置やまん延防止等重点措置等が実施され、会食の人数制限やカラオケ設備の利用自粛が要請された場合においても、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を行うこと、および収容率50%を上限にカラオケ設備の提供が可能となります。  
ただし、その場合でもみえ安心おもてなし施設認証制度の認証基準は順守していただく必要がありますので、ご注意ください。
4. ワクチン・検査パッケージ（VTP）制度利用の要件
  - (1) 県への登録  
「ワクチン・検査パッケージ（VTP）制度登録申請書」を下記の宛先提出し、登録を受けることが必要になります（行動制限の緩和の適用を受けるまでに登録が必要です）。  
【郵送の提出先】  
〒514-0006 三重県庁内郵便局 局留  
津市広明町13番地 みえ安心おもてなし施設認証制度事務局  
【e-mailの場合】（登録申請書を添付してください）  
[info@anshin-mieria.com](mailto:info@anshin-mieria.com)

(2) ステッカーの掲示

登録申請を受け付けた後に店舗あてにステッカー（あんしん みえり  
ア認証のステッカーとは別）を送付しますので、店舗の外側から見  
える位置にステッカーを掲示してください。

(3) 利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかの確認

利用者に対し、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを選  
択して提示するように求めてください（同一グループの同一テーブル  
での4人以下での会食の場合には、ワクチン・検査パッケージ（VTP）  
においては、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性の確認を行って  
いただく必要はありません）。利用者がワクチン接種歴か検査結果のど  
ちらか一方しか選択できないとすることは、ワクチン・検査パッケージ  
（VTP）には該当せず、行動制限の緩和の適用対象となりません。検  
査については、飲食店が事前検査か当日現場検査のいずれか、または  
両方を選択することができます。ワクチン接種歴・検査の確認内容・  
方法等については、別紙をご確認ください。

5. 登録済飲食店の公表

ワクチン・検査パッケージ（VTP）の登録を行った飲食店はあんしん み  
えりアのホームページで公表します。なお、ホームページへの掲載には  
時間がかかる場合があります。

6. 留意点

- (1) 国が行ったワクチン・検査パッケージ（VTP）に関する技術実証の結果では、感染流行のステージによっては携帯電話番号入りの入店者リスト作成が推奨されています。このため、携帯電話番号入りの利用者リストを作成することを推奨します。予約なしや急な来店が多い店舗も多いことから作成は義務とはしませんが、利用者リストを作成しない場合は、利用者の感染が判明した際に保健所から連絡が取りやすいように、極力「安心みえる LINE」に登録を行い、利用者 QR コードの読み取りを促すようにしてください。
- (2) 感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、強い行動制限の要請を行うことがあります。
- (3) ワクチンの感染予防効果にも限界があり、いわゆるブレークスルー感染が一定程度生じます。そのため、ワクチン・検査パッケージ（VTP）を活用した場合においても、ワクチン接種済者からワクチン未接種者への感染等の可能性が完全に排除されていないことに留意する必要があります。今後、本制度におけるワクチン接種歴に用いる予防接種済等の有効期限、本制度の在り方、運用等については国において検討していくこととなります。